職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例の制定について

職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月22日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 北川 裕之

## 理 由

地方公務員法等の一部改正に伴い、定年の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、定年引上げ後における60歳を超える職員の給与及び退職手当に関する特例措置等を実施するため、名張市に準じ、関係条例について所要の改正及び廃止を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例

(伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4 第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6 第1項及び第2項、第28条の6第3項並びに第28条の7」に改める。

第2条を次のように改める。

(職員の定年等)

- 第2条 職員の定年等については、名張市職員の定年等に関する条例(昭和59年名張市条例第11号)及び職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例(令和4年名張市条例第一号)の規定を準用する。この場合において、当該規定中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例附則第10項中「市がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合(以下「一部事務組合等」という。)」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合を組織する市」と、同条例附則第11項、第16項及び第17項中「一部事務組合等」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合を組織する市」とする。(伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 第2条 伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和47年条例 第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に、「ついては」を「あっては」に改め、「の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和47年条例第4号)の一部を次のように改める。

第2条中「(平成7年名張市条例第4号)」を「(平成7年名張市条例第4号)その 他職員の勤務時間、休日及び休暇に関する名張市の条例の規定」に、「同条例」を「当 該規定」に改める。

(伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例(昭和47年条例第3号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項中「(昭和32年名張市条例第3号)」を「(昭和32年名張市条例第3号)その他職員の給与に関する名張市の条例の規定」に、「同条例」を「当該規定」

に改め、同条第2項中「(平成16年伊賀市条例第59号)」を「(平成16年伊賀市条例第59号)その他職員の給与に関する伊賀市の条例の規定」に、「同条例」を「当該規定」に改める。

(伊賀南部環境衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 伊賀南部環境衛生組合職員の退職手当に関する条例(昭和47年条例第5号)の 一部を次のように改正する。

第2条中「(昭和38年名張市条例第5号)」を「(昭和38年名張市条例第5号) その他退職手当に関する名張市の条例の規定」に改め、同条に後段として次のように 加える。

この場合において、当該規定中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(伊賀南部環境衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第6条 伊賀南部環境衛生組合職員の再任用に関する条例(平成13年条例第2号)は、 廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(地方公務員法の一部を改正する法律附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第2条第3項に規 定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。